

殊であるとのである。それ故に官署を働かすては言ふべき  
興々日本の労働法第一、二回半の今日日本の労働法の自由を  
の謝けを言まぢいことである。

さすかの日報に、且つ日本労働者の同盟組織の発展の途に  
の刻、日本の労働組合並に労働者の同盟の組織の発展の途に  
昔々を労働者の同盟の組織の発展の途に  
(日本労働法)

である。

るき労働者の同盟の発展の途に、並に労働者の同盟の発展の途に  
であると言ふは、今日日本労働者の同盟の発展の途に  
必要とするは、労働者の同盟の組織の発展の途に  
組合するは、労働者の同盟の組織の発展の途に  
の非労働者の同盟の組織の発展の途に、並に労働者の同盟の発展の途に  
以上、日本の労働法の第一、二回半の今日日本の労働法の自由を

労働法大改訂

を得なかつた程明白な事實である。而してその重なるものは治安警  
察法と刑法の騷擾罪及び公務執行妨害罪の適用であつて、而かもそ  
の法律の適用は單に下級警官の認定を以つて足るのである故に、正  
式裁判にかけらるゝまで久しきに亘つて罪なくして獄裡に呻吟せし  
めらるゝこと屢々である。加ふるに各府縣には特殊の府縣令なるも  
のがあつて、更に苛酷なる取締を爲してゐるのである。

日本政府は第一回總會に於て自ら進んで特殊待遇を要求しながら  
一日九時間半労働制は未だ之を實施しない。また「單に同盟罷業を  
主張したるの故を以て」多數處罰して置きながら、第三回の總會で  
は「日本の治安警察法は同盟罷業を禁止するものではない」故に「二  
人として單に同盟罷業を主張したるの故を以て處罰したる事なし」  
と厚顔にも詭辯を弄して居る。更に日本政府は第三回の總會に於て  
且つそれ以後の總會に於ても「日本政府は労働組合の發達を希望し  
また労働組合法の起草に着手してゐる」と言明しながら未だにその